



2024年3月15日

各位

会社名 三菱商事株式会社
代表者名 代表取締役 社長 中西 勝也
(コード：8058、東証プライム市場)
問合せ先 広報部 報道チームリーダー
岡本 卓馬 (03-3210-2171)

監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月開催予定の2023年度定時株主総会における承認を条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 移行の目的

当社は、「三綱領」を企業理念とし、公明正大を旨とする企業活動を通じ、継続的に企業価値の向上を図るとともに、物心共に豊かな社会の実現に貢献することが、全てのステークホルダーのご期待に応えることと捉え、この実現のため、経営の健全性、透明性、及び効率性を確保する基盤として、コーポレートガバナンスを継続的に強化することを経営上の重要な基本方針としています。

この基本的な考え方の下、当社は、2000年代よりコーポレートガバナンス改革を推し進め、変化を先取り、事業を変革・強化しながら成長を推進する経営・業務執行を実現すべく、取締役会における充実した審議による実効性の高い監督を発展させつつ、企業価値の向上に努めてまいりました。

現行の機関設計において継続的にコーポレートガバナンスの機能を高めてきた中、加速する外部環境の変化への対応力を一層強化し、更なる発展を遂げるため、今般、当社は、「監査等委員会設置会社」に移行することといたしました。これにより、権限委譲を通じて意思決定の更なる迅速化を図るとともに、取締役会における経営方針・経営戦略を中心とした審議を一段と充実させることで取締役会の監督機能を強化・高度化し、企業価値の向上に取り組みます。

また、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会の諮問機関を含むコーポレートガバナンス体制全体を見直し、強化を図ります。詳細は、別添資料3頁をご覧ください。

2. 移行の時期

2024年6月開催予定の当社2023年度定時株主総会において、関連する定款変更議案等について承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

3. その他

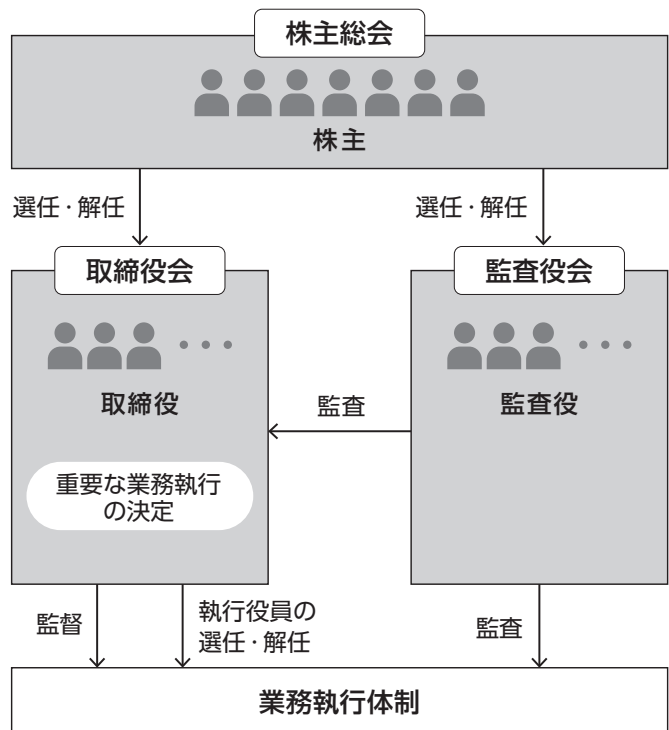
- (1) 監査等委員会設置会社への移行後の新体制につきましては、本日開示いたしました「2024年度取締役人事について」をご覧ください。
- (2) 移行に伴う定款変更の内容等につきましては、決定次第、速やかに公表いたします。

以上

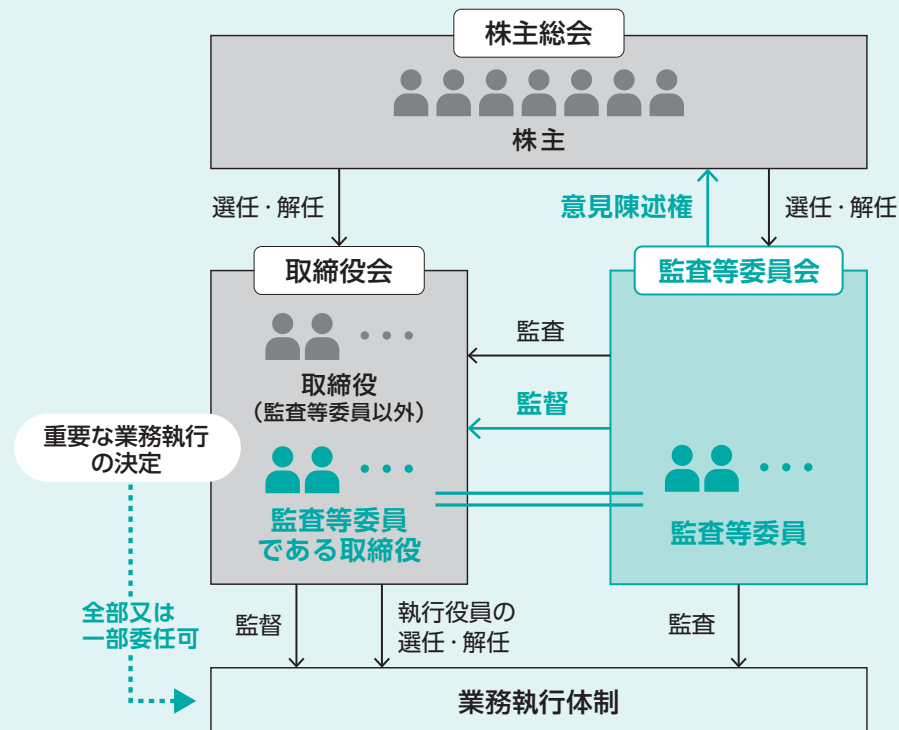
機関設計移行の概要

三菱商事は、2024年6月開催予定の2023年度定時株主総会における承認を条件として、「監査等委員会設置会社」に移行します。現在の「監査役会設置会社」体制からの、移行の概要は以下のとおりです。

■ 監査役会設置会社（現在の体制）



■ 監査等委員会設置会社（移行後の体制）



監査役会設置会社（現在の体制）

変更となる機関	監査役会
規模・構成	取締役 9名（うち社外4名） 監査役 5名（うち社外3名）
任期	取締役 1年 監査役 4年
重要な業務執行の決定	取締役会からの委任不可
取締役の人事についての意見陳述権	なし

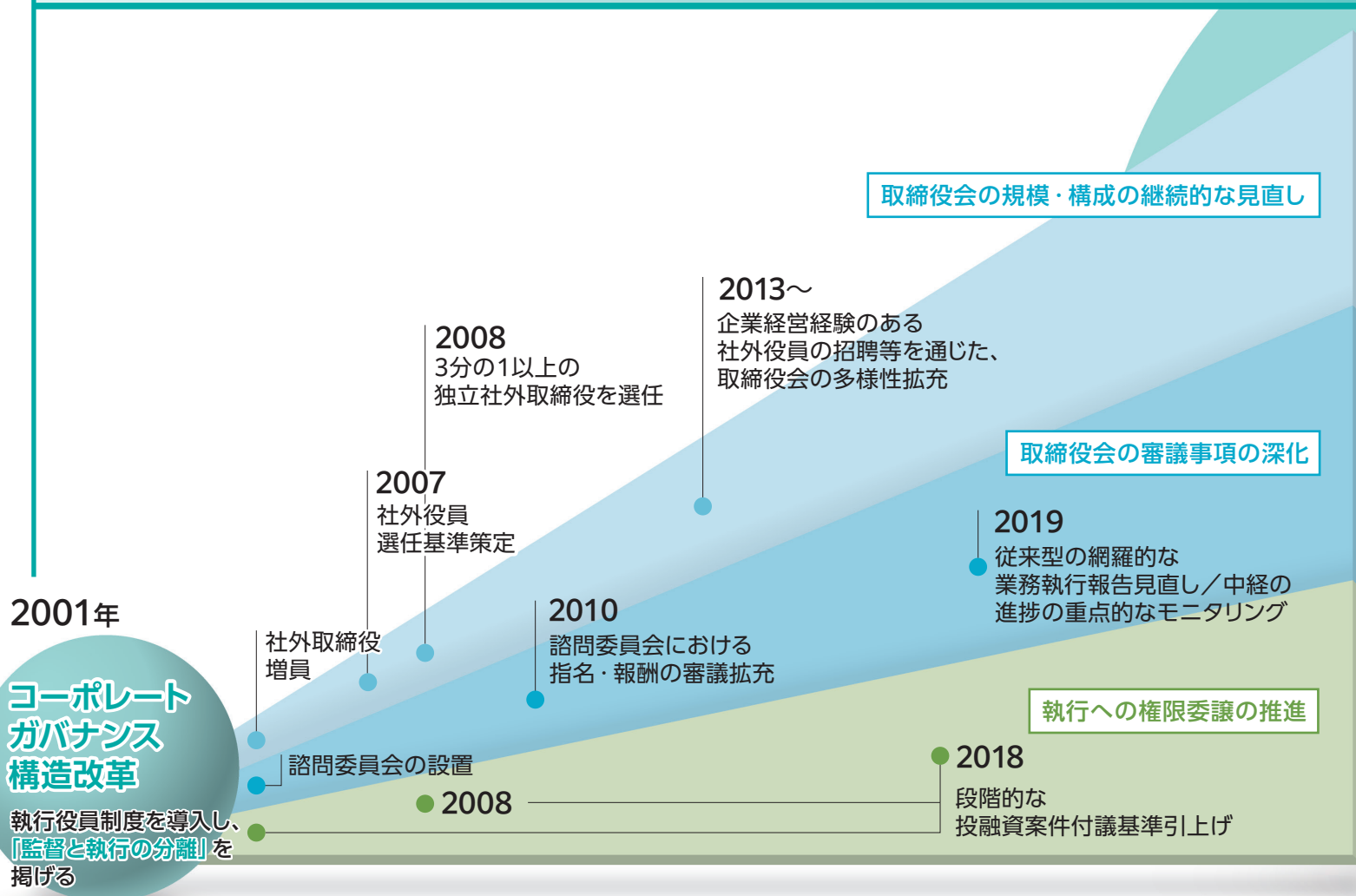
監査等委員会設置会社（移行後の体制）

監査等委員会	
取締役 15名（うち社外7名）	取締役（監査等委員である取締役を除く） 10名（うち社外4名） 監査等委員である取締役 5名（うち社外3名）
取締役（監査等委員である取締役を除く） 1年	
監査等委員である取締役	2年
取締役会から、全部又は一部を取締役（監査等委員である取締役を除く）に委任可とする	
監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の人事について、株主総会において監査等委員会の意見を述べるができる	

▶ 詳細は3ページご参照

三菱商事のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と変遷

三菱商事は、2000年代よりコーポレートガバナンスを継続的に強化し、企業価値向上を追求



取締役会の規模・構成の継続的な見直し

取締役会の審議事項の深化

執行への権限委譲の推進

取締役会の
 充実した審議による
 実効性の高い監督の実現

取締役会において
 経営方針・経営戦略を
 中心とした審議を更に充実

変化を先取り、事業を
 変革・強化しながら
 成長を推進する
 経営・業務執行の実現

意思決定の迅速化に資する
 執行への更なる権限委譲

業態の変化

事業投資期（業態転換期）

事業経営期

トレーディング発展期

監査等委員会設置会社移行後のコーポレートガバナンス体制のポイント

三菱商事は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、一貫して取り組んできた『取締役会における充実した審議による実効性の高い監督』と『変化を先取り、事業を変革・強化しながら成長を推進する経営・業務執行』を更に追求すべく、以下のとおり、コーポレートガバナンス体制全体の強化を図ります。

- 1 重要な業務執行の決定の一部を執行側に委任**し、機動的な業務執行と取締役会における審議事項の柔軟性を担保することで、変化への対応力を強化
- ガバナンス・指名・報酬委員会を**コーポレートガバナンス・指名委員会**と**報酬委員会**の2委員会体制に変更し、審議を充実化
- 内部監査部門との連携深化**を通じ、監査機能を向上

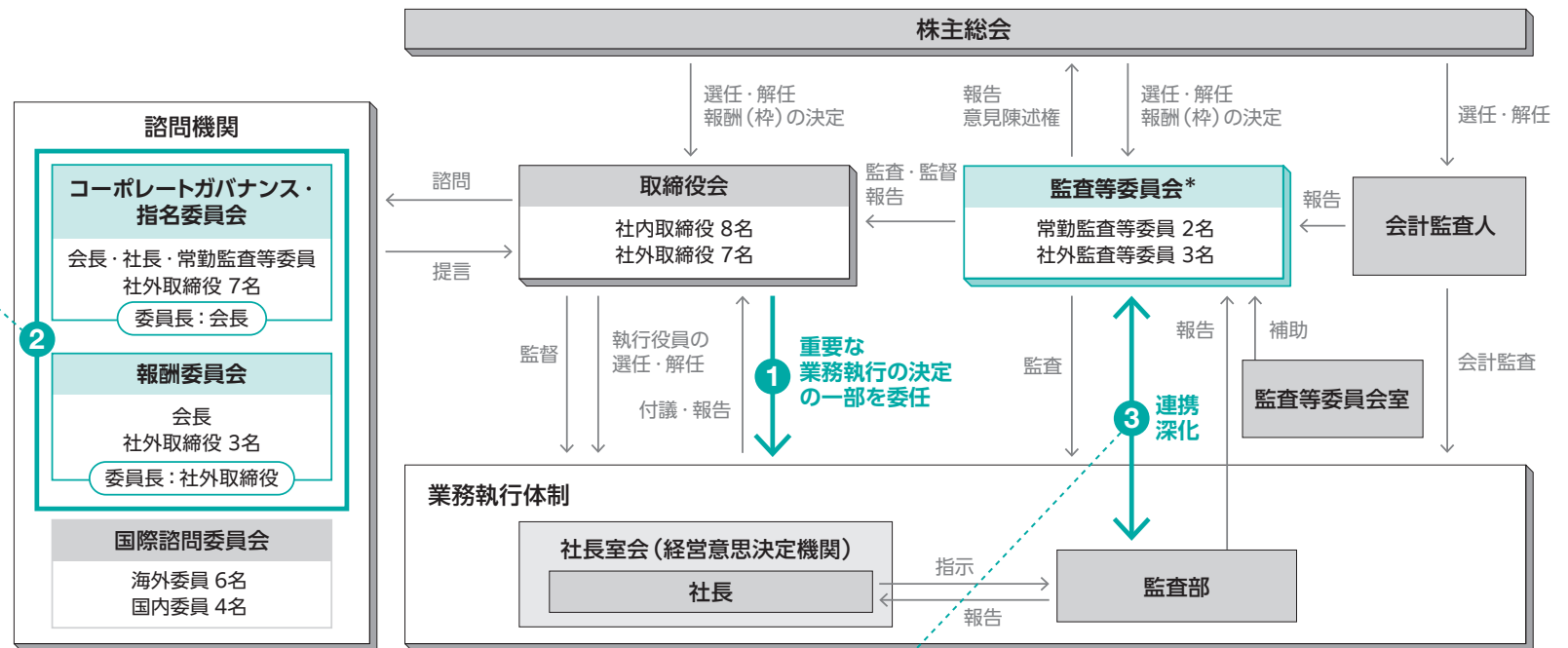
諮問機関の体制変更

コーポレートガバナンス・指名委員会

経営の基盤であるコーポレートガバナンスの基本方針と三菱商事の価値創出の源泉である指名について、一体で審議。

報酬委員会

ガバナンス・指名・報酬委員会から独立させ、役員報酬等の決定方針や報酬等の額の決定に関する審議を更に充実化。



* 監査等委員である取締役により構成

監査機能の向上

三菱商事の経営・業務執行が多様な事業に携わる中、監査等委員会は、現場により近接した内部監査機能を連結ベースで展開する監査部との連携深化を通じ、監査機能の実効性を持続的に向上。